

千葉市公告第88号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年2月13日

千葉市長 熊谷俊人

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 委託名

美浜区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホール警備業務委託

(2) 委託場所

千葉市美浜区真砂5丁目15番1号他1か所

美浜区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホール

(3) 委託期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成28・29年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 千葉市内に本店を有する者であること。

(4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けている者であること。

と。

- (5) 公告日から遡って5年の間に、4, 100㎡以上の延床面積を有する施設の人的警備業務を、元請として12か月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班

電話 043-245-5089

4 入札参加申出書の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申し出をしなければならない。

- (1) 申出書等の配布 千葉市「入札情報等」ポータルページ (<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu.joho/index.html>) の「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンクからダウンロードすること。

- (2) 提出場所等 公告の日の翌日から平成30年2月26日(月)までに前記3の契約事務担当課に持参により提出すること(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)。

5 入札説明書の交付

前記4(1)と同様、千葉市「入札情報等」ポータルページ (<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu.joho/index.html>) の「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンクからダウンロードすること。

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 平成30年3月13日(火)午後2時30分(郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)

- (2) 入札及び開札の場所 千葉市役所本庁舎5階財政局資産経営部契約課入札室

- (3) 入札方法 入札金額は、1年当たりの年額とする。

- (4) 入札保証金 免除(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。)

- (5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

落札候補者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

- (6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金 要 (ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、千葉市財政局資産経営部契約課で閲覧できる。

(5) 本委託に係る平成30年度予算が議会の議決を得られない場合は、契約手続を中止する。

また、平成31年度以降の予算について、本委託に係る委託料が措置されない場合は、変更契約の締結、又は、契約の解除を行う。

(6) 詳細は、入札説明書による。